

公益財団法人ひよこ奨学財団

2023年度 奨学生募集要項

1. 趣旨

- (1) 当財団の奨学金制度は、学業及び人物が優れていながら経済的理由により修学が困難な学生に対する奨学支援を通じて、次の時代を担う人材の育成を図り、もって学術の振興に寄与するとともに、国民の豊かな生活及び地球環境の保全に貢献することを目的としています。
- (2) 当財団の奨学金は、返済の義務はありません。また、奨学金を受給したことにより、当財団を支援する企業への入社等の付帯義務を負うものではありません。

2. 奨学生の採用予定人数

10名程度

3. 奨学金の概要

- (1) 給付月額：30,000円（年額360,000円）
- (2) 給付対象期間：2023年4月から2026年3月までの3年間
（6年制の薬学部等に在籍する学生については、2年生から4年生までの3年間給付します。）
- (3) 給付方法：各給付時期の末日までに3か月分をまとめて給付します。ただし、給付初年度は4月～6月分を同年8月末までに給付します。

給付時期	給付対象期間
6月	4月～6月分
9月	7月～9月分
12月	10月～12月分
3月	1月～3月分

4. 応募資格

- (1) 当財団が指定する大学の学部（別紙参照）に在学し、応募時点で大学2年生であること。ただし、通信教育課程及び夜間学部生を除きます。
- (2) 大学で、自然科学や環境技術の分野を学んでいる（学ぼうとしている）こと。
- (3) 他の給付型奨学金制度との併給は可としますが、選考においては他の給付型奨学金の受給がない学生を優遇します。

5. 応募方法

- (1) 次の「6. 提出書類」に掲げる書類を、各大学の奨学金担当部署宛てに提出してください。
- (2) 学生個人から当財団への直接応募は受け付けておりません。
- (3) 各所定様式については、所属大学の奨学金担当窓口からコピーを入手するか、当財団のホームページからダウンロードしてください。

6. 提出書類

- (1) 奨学生願書（所定様式）
デジタル画像（鮮明で、縦横の比率が変更されていないもの）を印刷した

もの、もしくは写真（縦4cm×横3cm）の裏面に氏名を記入し、所定の欄に貼付してください。また、扶養者の収入欄には、応募者を扶養する者（両親や主として家計を支えている者等）の年収額を、下記「(7) 所得証明書類」に基づき記載してください。

- (2) 標準化GPA計算書（所定様式）
記載方法をよく読み、成績証明書を基に記載してください。
- (3) 個人情報の取扱いについての同意書（所定様式）
- (4) 大学長等の推薦書（所定様式）
推薦理由欄は、なるべく応募者を直接指導する方が記載をしてください。
- (5) 前年度分の成績証明書（コピー不可）
- (6) 住民票の写し
同一生計の世帯全員分で、マイナンバーの記載がないもの（直近3ヶ月以内に取得したもの、コピー不可）
- (7) 所得証明書類
同一生計の方全員の課税証明書又は非課税証明書の写し（2022年分の「全項目証明」、コピー不可）
※海外からの留学生の場合は、本人及び同一生計の方の証明書

7. 応募締切日

各大学の奨学金担当部署から当財団への提出期限は、2023年6月30日（金）とさせていただきます（当日消印有効）。

8. 選考及び採用通知

- (1) 当財団の奨学生選考委員会にて、願書の記載内容、学業成績及び家計状況などを総合的に評価し、書類審査により選考します。
- (2) 必要に応じて面接を実施する場合があります。また、提出書類の記載内容確認のために、当財団事務局から電話連絡をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。
- (3) 海外からの留学生は、各大学1名までを採用の上限とします。
- (4) 採用通知は、2023年8月上旬頃に大学及び本人宛に郵送します。

9. 奨学生の義務

当財団の奨学生に採用された学生には、以下の事項を義務として順守していただきます。

- (1) 進級時及び給付期間終了時に成績証明書及び生活状況報告書（所定様式）を提出すること
- (2) 住所、連絡先等に変更がある場合や、休学、留学、退学又は長期欠席等をする場合は事前に変更届出書（所定様式）を提出すること
- (3) この他「10. 奨学金の停止又は取消」に掲げる事実が発生した場合は速やかに報告すること

10. 奨学金の停止又は取消

- (1) 次の①及び②に該当することとなった場合には、奨学金の支給を停止することがあります。

① やむを得ない事情がなく大学を休学又は1か月以上にわたって欠席したとき

- ② 学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めるとき
- (2) 次の①～⑧に該当することとなった場合には、奨学生の採用を取消し、奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。
- ① 応募書類について故意若しくは重大な過失による違約、違反が認められたとき
 - ② 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
 - ③ 学業成績又は操行が不良となったとき
 - ④ 在学する大学における学籍を失ったとき
 - ⑤ 当財団の事務局と連絡が取れなくなったとき、又はその指示や指導に従わなかったとき
 - ⑥ 当財団若しくは支援企業の名誉を傷つけ、又は著しく迷惑をかけたとき
 - ⑦ 上記「9. 奨学生の義務」に違反したとき
 - ⑧ この他、奨学生として適当でない事実があったとき

11. その他

- (1) 奨学金は、本人口座への銀行振込で支給します。
- (2) 応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

公益財団法人ひよこ奨学財団

住 所 : 東京都新宿区下落合一丁目4番10号

電 話 番 号 : 03-6279-3935

E - m a i l : info@hiyoko-foundation.or.jp

U R L : <https://hiyoko-foundation.or.jp>

当財団が指定する大学一覧（順不同）

No.	指定大学	指定学部
1	北海道大学	理学部、薬学部、工学部、農学部、水産学部
2	東北大学	理学部、薬学部、工学部、農学部
3	福島大学	共生システム理工学類、食農学類
4	筑波大学	生命環境学群、理工学群
5	埼玉大学	理学部、工学部
6	千葉大学	理学部、工学部、園芸学部、薬学部
7	東京大学	教養学部（3年生で工学部、理学部、農学部、薬学部へ進学予定の学生）
8	東京工業大学	理学院、工学院、物質理工学院、生命理工学院、環境・社会理工学院
9	東京農工大学	農学部、工学部
10	慶應義塾大学	理工学部、環境情報学部、薬学部
11	上智大学	理工学部
12	東京理科大学	理学部第一部、工学部、薬学部、創域理工学部、先進工学部
13	法政大学	理工学部、生命科学部
14	明治大学	理工学部、農学部、総合数理学部
15	早稲田大学	基幹理工学部、創造理工学部、先進理工学部
16	北里大学	理学部、獣医学部（動物資源科学科、生物環境科学科）、海洋生命科学部、薬学部
17	信州大学	理学部、工学部、農学部、繊維学部
18	岐阜大学	工学部、応用生物科学部
19	名古屋大学	理学部、工学部、農学部
20	名城大学	理工学部、農学部、薬学部
21	京都大学	理学部、薬学部、工学部、農学部
22	同志社大学	理工学部、生命医科学部
23	大阪大学	理学部、薬学部、工学部、基礎工学部
24	大阪公立大学	現代システム科学域、理学部、工学部、農学部
25	関西大学	システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部
26	関西学院大学	理学部、工学部、生命環境学部
27	広島大学	総合科学部、理学部、薬学部、工学部、生物生産学部
28	愛媛大学	理学部、工学部、農学部
29	九州大学	理学部、薬学部、工学部、芸術工学部、農学部
30	宮崎大学	工学部、農学部